

目次

1 対象事業場等の要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- Q 1. どのような「中小企業事業者」が補助の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。
- Q 2. 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。
- Q 3. 申請する事業場の最低賃金に応じて申請できる補助金はどのように変わりますか。
- Q 4. 事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも補助対象となるのでしょうか。

2 事業場内最低賃金とその支払対象労働者について・・・・・・・・・・ 6

- Q 1. 事業場内最賃はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。
- Q 2. 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。
- Q 3. 介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。
- Q 4. 季節労働者や、労働時間がかかり短い労働者に支払う賃金を、事業場内最賃とすることはできますか。
- Q 5. 1人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる2種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。
- Q 6. 雇入れ後6カ月以上勤務している労働者に対する賃金額のうち最も低いものより、雇入れ後6カ月未満の労働者に対する賃金額が低い場合、どのように申請等をするのですか。
- Q 7. 現在試用期間中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるのでしょうか。
- Q 8. 産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者とすることはできますか。
- Q 9. 事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。
- Q 10. 現在試用期間中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるのでしょうか。

3 賃金の引上げについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- Q 1. 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。
- Q 2. 就業規則の改正時期にかかわらず、引上げた賃金が交付申請後に支払われていれば、補助対象になりますか。
- Q 3. 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本事業利用による引上げと認め

られますか。

Q 4. 賃金の引き上げを、2 回に分けて（二段階で）行うことはできますか。

Q 5. 月給制の事業場において賃金の時間額に 1 円未満の端数がでます。この場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか。

Q 6. 賃金を上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。

Q 7. 雇入れ後 6 カ月未満の労働者は補助金算定時の「賃金引上げ労働者数」に含まれますか。

4 補助対象経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Q 1. 補助対象経費の下限は 10 万円とありますが、消費税を含めて 10 万円以上である必要がありますか。また、1 つの価格が 10 万円未満の設備投資等であっても、補助の対象となるのですか。

Q 2. 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、補助を受けることはできますか。

Q 3. 設備投資等の内容は、賃金引上げ計画の対象者と直接関連している必要がありますか。

Q 4. 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

Q 5. 設備投資等を自社で施工、製造するものでも補助対象となりますか。

Q 6. 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

Q 7. 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として補助対象となりますか。

Q 8. 設備投資等を行うことにより、それまで外注していた業務を自社で行うことになりました。この場合も補助対象となりますか。

Q 9. 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。

Q 10. 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。補助対象となりますか。

Q 11. 新規事業を開始するための設備投資は補助対象となりますか。

Q 12. ホームページの作成、改修については、補助対象となりますか。

Q 13. 作業場の無駄な動きを削減し、又は解消するためのレイアウト変更や来客感知システム等の導入等を行います。どのようなものであれば補助対象となりますか。

Q 14. 人材育成・教育訓練費はどのようなものが補助対象となりますか。

Q 15. 人材育成・教育訓練費は講習の受講者が事業主や役員の場合でも補助の対象となりますか。

Q 16. 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は補助対象となりますか。

Q 17. 外国語の研修費用は補助対象となりますか。

Q 18. リース料金、保守料金は補助対象となりますか。

Q 19. 設備導入のための、搬入費、取付費用等は補助対象となりますか。

Q 20. 振込手数料は補助対象となりますか。

5 不交付となる事由について・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Q 1. 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。

Q 2. 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。

Q 3. 人事評価に基づく賃金引下げは、賃金引下げに当たりますか。

Q 4. 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。

Q 5. 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

Q 6. 「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの補助は、併せて補助を受けることができますか。

6 交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

Q 1. 経費の見積について、事業の達成に支障のない範囲において必要最小限度の額とは、どのように求めればよいですか。

Q 2. 本事業における補助金申請については、社会保険労務士が事務代理等することはできますか。

Q 3. 国の業務改善助成金を令和 7 年 10 月 2 日までに申請した事業者が中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）を申請することはできますか。

Q 4. 賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型事業）への申請は、同補助金基本型事業の申請後も可能ですか。

Q 5. 中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）の申請と同時に賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型事業）への申請ができますか。

Q 6. 人材育成・教育訓練費を支出する場合、賃上げ環境整備促進補助金の基本型事業と人材育成追加型事業のどちらに申請したら良いのでしょうか？

7 実績報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

Q 1. 実績報告書の提出時まで、導入機器の値引きや金額の変更があった場合は、経費支出済額はどのようになりますか。

Q 2. 引き上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。

Q 3. 補助対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。

8 その他の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Q 1. 変更承認申請が不要となる「目的の達成に支障をきたさない細部の変更」とはどのようなものですか。

9 財産処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Q 1. 「効用の増加価格」はどのように算定するのですか。

Q 2. 本事業における補助金により取得した物品を処分するときはどうしたらいいですか。

1 対象事業場等の要件について

Q 1. どのような「中小企業事業者」が補助の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。

A 1. 対象となる「中小企業事業者」については、資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかが下表を満たす法人又は個人事業主が該当します。

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3 億円以下の法人	300 人以下
卸売業	1 億円以下の法人	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下の法人	100 人以下
小売業	5,000 万円以下の法人	50 人以下

ただし、以下に該当するいわゆる「みなし大企業」については、対象外となります。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業事業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する者が所有している中小企業事業者

オ ア～ウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員の全てを占めている中小企業事業者

カ 確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小企業事業者

なお、医療法人、社会福祉法人等で、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数で判断します。

Q 2. 「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。

A 2. 本事業における補助金における「常時使用する労働者の数」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。

同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、労働基準法第 21 条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する労働者」に該当します。

なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。

<参考：労働基準法第 21 条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

Q 3. 申請する事業場の最低賃金に応じて申請できる補助金はどのように変わりますか。

A 3. 事業場内最低賃金の設定額に応じて以下の通り申請できる補助金が変わります。

ア 1,061 円以上 1,111 円以下（長野県最低賃金+50 円以内）の場合
国「業務改善助成金」の支給額に上乗せ補助等を行う「中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（上乗せ）」の対象。

イ 1,112 円以上 1,500 円以下の場合
「賃上げ環境整備促進補助金（基本型）」の対象。（国「業務改善助成金」は対象外）

ウ 令和 7 年 8 月 7 日から 10 月 2 日までの間に 998 円以上 1,060 円以下から 1,061 円以上に引き上げた場合

「中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）」の対象。（国「業務改善助成金」の申請をしていない者に限る。）

また、月給制の事業場において賃金の時間額に 1 円未満の端数が生じる場合は、以下の通りとなります。

ア 1,111 円超 1,112 円未満：賃上げ環境整備促進補助金の対象

イ 令和 7 年 8 月 7 日から 10 月 2 日までに 1,060 円超 1,061 円未満から 1,061 円以上に引き上げた場合

：中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）の対象

なお、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）又は中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乗せ補助）を申請している事業者は追加で人材育成を行う場合、賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）を申請することができます。

Q 4. 事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも補助対象となるのでしょうか。

A 4. 本事業における賃金引上げ対象者は「雇入れ後 6 カ月を経過した労働者」ですが、事業場の継続期間を要件としていません。

当該企業で「雇入れ後 6 カ月を経過した労働者」が、新設事業場における事業場内最賃の支払対象者である場合、当該新設事業場において既に業務が行われ、当該業務が設備投資等によって生産性の向上、労働能率の増進に資することを確認できるのであれば、新設事業場の業務継続期間が 6 カ月未満でも補助対象となり得ます。また、個人事業が法人化した場合でも、法人化前に雇入れ後 6 カ月以上経過した労働者を使用している場合は、上記と同様、法人化後の経過期間にかかわらず、補助対象となり

得ます。

2 事業場内最低賃金とその支払対象労働者について

Q 1. 事業場内最賃はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。

A 1. 事業場内最賃の算定方法は、地域別最賃と同様の考え方であり、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定により算定され、同法第4条第3項第3号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」である精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除外されます。

Q 2. 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。

A 2. 本事業における補助金は「労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額を、(略)引き上げる」ものです。そのため、歩合給は賃金算定期間毎にその支払額が変動するものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱っています。

ア ①各労働者の申請直近の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間）の歩合給合計額を、その間の総実労働時間で除し、②除した額に、固定給の時間当たりの額を加え、③加えた額のうち、最も低い時間当たりの賃金額となります。

イ 賃金引上げについては、その方法（固定給の引上げ、歩合給の支給条件の変更等）は問いませんが、引上げ前の事業場内最賃に対し、引上げ後の各賃金算定期間において、各コース所定の引上げ額以上とする必要があります。したがって、例えば、固定給について各コース所定の額以上引上げ、歩合給の支給条件については変更しない場合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が各コース所定の引上げ額に満たないことがあります。そのときの当該期間については、別途、当該不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨を就業規則等に定める必要がありますのでご注意ください。

Q 3. 介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。

A 3. 取得した介護職員処遇改善加算をどのように労働者に配分するかについては、介護事業者の判断によりますが、設問のように、これを労働者数で除した額を毎月、賃金（手当）として支払っている場合は、歩合給に準じて〔問7〕のように取り扱ってください。

Q 4. 季節労働者や、労働時間がかなり短い労働者に支払う賃金を、事業場内最賃とすることはできますか。

A 4. 季節労働者（ア）や、総実労働時間が短い労働者（イ）の取扱いについては、以下のとおりです。

ア 毎年、一定の時季に限って就労する季節労働者（申請前の継続勤務期間が3月未満）事業の性質から一定の季節に限って生ずる業務に従事させるため、前季に引き続き使用する労働者がおり、今後も当該労働者が当該季節に就労することが見込まれる場合には、当該労働者を事業場内最賃の支払対象者として申請することができます。

イ 就労日が毎週1日、1日の労働時間が2時間など、総実労働時間が相当短い労働者要綱においては、事業場内最賃の支払対象労働者の一定期間における労働日数や所定労働時間数の下限についての定めはなく、所定労働時間が相当に短い労働者であっても、その者に支払う賃金を事業場内最賃として申請することができます。

ただし、所定労働時間等が極端に短く、かつ、事業場内最賃の支払対象者数も1、2人である場合等には、労働契約締結状況、出勤実績、賃金支払実績等により、労働者性の有無等についても審査、調査を行うことがあります。

Q 5. 1人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる2種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。

A 5. 例えば、介護業務と事務業務の2種類の業務それぞれの賃金等の労働条件が明確となっている場合には、そのうちの一方の業務について、その所定労働時間の多寡を問わず、当該賃金額を事業場内最賃として申請することができます。

Q 6. 雇入れ後6カ月以上勤務している労働者に対する賃金額のうち最も低いものより、雇入れ後6カ月未満の労働者に対する賃金額が低い場合、どのように申請等をするのですか。

A 6. 雇入れ後6カ月以上勤務している労働者の中で、最も賃金額が低い者の当該額を事業場内最賃として申請する必要があります。また、引上げ前の事業場内最賃より賃金額の低い労働者がいる場合は、当該労働者の賃金額も新たな事業場内最賃まで引き上げる必要があります。

Q 7. 現在試用期間中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。

A 7. 試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする必要があります。

なお、本事業を利用して一般の労働者の事業場内最賃の引上げがなされた場合、試用期間中等の労働者の賃金額が引上げ後の事業場内最賃を下回っていても、試用期間中等の労働者について、事業場内最賃の引上げ額と同額以上の引上げを行えば、計画に基づく所要の賃金引上げがなされたものと取り扱います（試用期間等の終了後は、引上げ後の事業場内最賃以上の賃金を支払う必要があります。）。その場合の試用期間中の定めについては、別途就業規則等で定める必要があります。

Q 8. 産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者とすることはできますか。

A 8. 引上げ前の事業場内最賃の支払対象労働者が、計画に基づく賃金引上げ前に産前産後休暇又は育児休業を取得したことにより、当該労働者に対する引上げ後の賃金の支払が全くない場合は、賃金引上げが実際になされたかが確認できないため補助対象とはなりません。

ただし、事業実績報告書提出までに職場復帰し、賃金引上げ後に1日でも勤務し、引上げ後の賃金が支払われた場合は補助対象となります。

なお、上記前段の場合、当該労働者以外の労働者で引上げ前の事業場内最賃を上回る賃金を支払っていた者の賃金（引上げ後の事業場内最賃を下回っているものに限る。）を要綱別表第1の第2欄に定める引上げ額以上に引き上げる場合は補助対象となります。この場合、産前産後休暇又は育児休業を取得している労働者の職場復帰後の賃金についても、当然、事業場内最賃以上とする必要があります。

Q 9. 事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。

A 9. 必要な手続は退職時期によって異なりますので、以下をご参照ください。

ア 退職時期が賃金引上げ前の場合

他の労働者（雇入れ後6カ月以上勤務している労働者）を事業場内最賃の支払対象者とすることができる場合は、事業計画変更申請書を提出してください。そうした対応ができない場合は、事業廃止承認申請書を提出し、あるいは申請を取り下げる必要があります。

イ 退職時期が賃金引上げ後の場合

賃金引上げ後退職までの間においても勤務し、それに応じた賃金が支払われているときは、その日数如何にかかわらず補助対象となりますが、実績報告時に、様式第1号の2事業完了報告書の3(1)アにその旨付記してください。

Q10. 現在試用期間中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。

A10. 試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする必要があります。

なお、本事業を利用して一般の労働者の事業場内最賃の引上げがなされた場合、試用期間中等の労働者の賃金額が引上げ後の事業場内最賃を下回っていても、試用期間中等の労働者について、事業場内最賃の引上げ額と同額以上の引上げを行えば、計画に基づく所要の賃金引上げがなされたものと取り扱います（試用期間等の終了後は、引上げ後の事業場内最賃以上の賃金を支払う必要があります。）。その場合の試用期間中の定めについては、別途就業規則等で定める必要があります。

3 賃金の引上げについて（引上げ労働者について）

Q 1. 交付申請後、計画に基づく賃金の引上げはいつまでに行えばよいですか。

A 1. 賃金の引上げは、地域別最低賃金の引き上げを除き、交付申請後（審査事務局から申請書類收受の連絡をした後）から事業完了期日までの間であれば、実施時期を問いません。また、実際の支払いは事業実績報告書の提出日までに行う必要があります。

Q 2. 就業規則の改正時期にかかわらず、引上げた賃金が交付申請後に支払われていれば、補助対象になりますか。

A 2. 賃金の引上げは、就業規則等の改正及び適用がなされたことをもって実施されたこととします。例えば、

- ① 交付申請日：12月10日、賃金引上げ日：1月1日、賃金締切日：1月末日、賃金支払日：2月10日の場合は要件を満たしますが、
- ② 交付申請日：12月10日、賃金引上げ日：12月1日、賃金締切日：12月末日、賃金支払日：1月10日の場合は、交付申請より前に引き上げたことになり、補助対象とはならないことにご留意ください。

なお、賃金引上げに当たっては、上記のとおり就業規則等の改正及び適用がなされる必要がありますが、引上げ後の事業場内最賃額と同額を就業規則等に記載いただく必要がございます。

- ① 交付申請日：11月10日、賃金引上げに係る改正就業規則の適用日：12月1日、賃金引上げ日：12月1日、賃金締切日：12月末日、賃金支払日：1月10日の場合は要件を満たしますが、
- ② 交付申請日：11月10日、賃金引上げに係る改正就業規則の適用日：11月1日、賃金引上げ日：12月1日、賃金締切日：12月末日、賃金支払日：1月10日の場合は、実際の賃金引上げ日が12月1日であっても、改正就業規則の適用日が申請日より前であるため、補助対象とはならないことにご留意ください。

Q 3. 手当等を減額して基本給を引き上げた場合でも、本事業利用による引上げと認められますか。

A 3. 本事業による賃金引上げとは、すべての賃金の合計額をみて、所定の額以上の引上げがなされている場合をいいます。したがって、例えば、賃金引上げに際し、賃金体系全体を見直して一部の手当等を減額する場合でも、このことのみにより交付対象とならないものではありません。しかし、見直し後、すべての労働者に対して支払う賃金総額が引上げ後の事業場内最賃以上である必要があります。

なお、以上により手当を減額する場合については、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定による地域別最賃の算定において、同法第4条第3項第三号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」として算入を除外される精皆勤手当、通勤手当又は家族手当についても賃金総額に含まれ、これらを引下げ又は廃止した結果、賃金総額でみた引上げ額が各コース所定の引上げ額を下回る場合は、本事業上の賃金の引上げとは認められませんのでご注意ください。

Q 4. 賃金の引き上げを、2回に分けて（二段階で）行うことはできますか。

A 4. 事業場内最賃の引上げについて、2回に分けて行うことはできません。

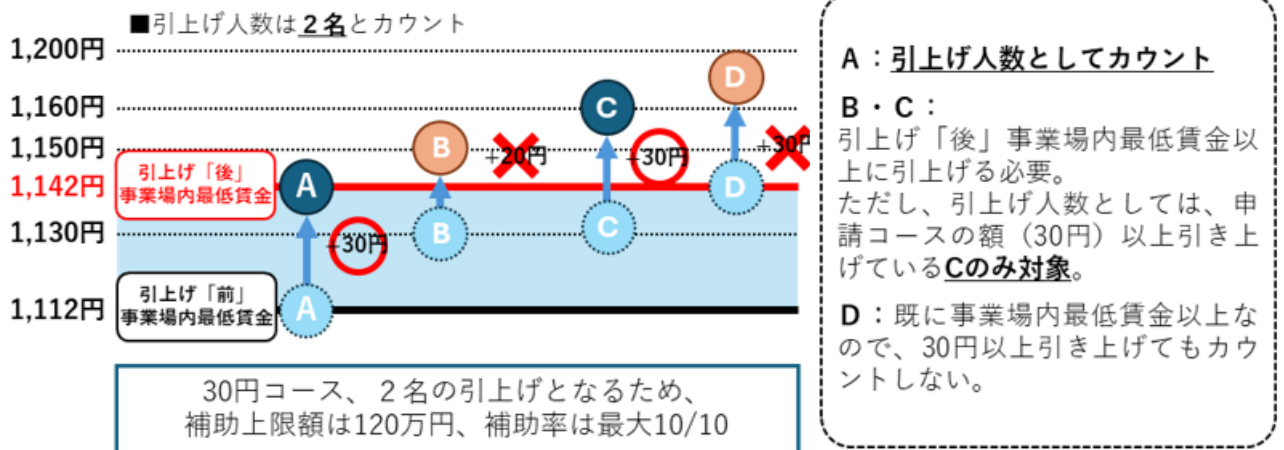
Q 5. 月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数がでます。この場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか。

A 5. 時間額以外の方法で賃金額が定められている場合であれば、1時間当たりの額に1円未満の端数がでる場合についても、その賃金額を基準に申請コース区分の金額以上引き上げれば、本事業における引上げと認められます。

Q 6. 賃金を上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。

A 6. 事業場内最賃である労働者の外、引き上げられることにより賃金が追い抜かれる労働者についても、申請コースと同額以上引き上げた場合、その労働者も引上げ労働者数に含めることができます。

【引上げ事例（事業場内最低賃金を1,112円から1,142円へ引き上げた場合）】



Q 7. 雇入れ後6カ月未満の労働者は補助金算定時の「賃金引上げ労働者数」に含まれますか。

A 7. 含まれません。

一方で、雇入れ後6カ月未満の労働者についても、引上げ後の事業場内最賃を満たすように賃金を引き上げる必要があります。

4 補助対象経費について

Q 1. 補助対象経費の下限は 10 万円とありますが、消費税を含めて 10 万円以上である必要がありますか。また、1 つの価格が 10 万円未満の設備投資等であっても、補助の対象となるのですか。

A 1. 補助対象経費の下限の 10 万円に消費税は含まれません。

例えば、税込価格（消費税率 10%）が 104,500 円であっても、税抜価格は 95,000 円で 10 万円未満となりますので、対象となりません。

また、1 つの価格が 10 万円未満の設備投資等であっても、他の生産性向上に資する設備投資等と合わせた合計金額が 10 万円以上となる場合は、補助の対象となります。

Q 2. 設備投資として申請した導入機器の納品が、交付決定前になった場合でも、補助を受けることはできますか。

A 2. 導入機器等の納品は、交付決定後でなければならず、交付決定前に納品された場合は補助を受けることはできませんので注意してください。

なお、申請後、交付決定前に、導入予定機器等を販売業者等から無償で借り受け試験的に使用すること（いわゆるデモ機）は、設備投資等を行うことにはならず、交付決定後に当該機器等の購入契約を締結して正式に導入する場合は、補助を受けることができます。

Q 3. 設備投資等の内容は、賃金引上げ計画の対象者と直接関連している必要がありますか。

A 3. 本事業における業務改善の目的は、企業及び事業場の生産性向上等により、賃金の引き上げに際しての負担を軽減することです。そのため、賃金引上げ計画の対象者が従事する業務と、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等が行われる業務とが直接関連していなくても問題はありません。

Q 4. 相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。

A 4. 相互の関連はない複数の設備投資等であっても、それぞれが生産性の向上、労働能率の増進に資するものであれば、設備投資等の合計の額をもって申請し、各コースの上限額を限度として補助を受けることができます。

Q 5. 設備投資等を自社で施工、製造するものでも補助対象となりますか。

A 5. 原則として、自社で施工、製造するものは補助の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは補助対象となります。

Q 6. 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

A 6. 既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等性能の機器設備等を導入することは、要綱上の「設備投資等を行う」ものとは認められません。

ただし、老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、それにより、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、補助対象となります。

Q 7. 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として補助対象となりますか。

A 7. 既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に資すると認められる場合には、補助対象となります。

Q 8. 設備投資等を行うことにより、それまで外注していた業務を自社で行うことになりました。この場合も補助対象となりますか。

A 8. 申請事業場内の一連の業務のうち一部外注していたものを、設備投資等を行うことにより、新たに自社で対応することとする場合は、一連の業務全体でみると、通常、生産性の向上、労働能率の増進に資すると考えられることから、補助対象となります。

Q 9. 設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限られますか。

A 9. 設備投資等については、使用する時季が限られるもの、常時使用するものではないものであっても補助対象となり得ます（豪雪地帯における除雪機の導入等）。

ただし、想定される使用頻度が極端に低い場合は、生産性の向上、労働能率の増進に資するとはいえず、不交付決定されることがありますのでご注意ください。

Q10. 設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。補助対象となりますか。

A10. 事業主が専ら使用する機械設備の導入であっても、事業主が労働者と同じように使用することにより、申請事業場の生産性向上が認められる場合は、補助対象となります。

Q11. 新規事業を開始するための設備投資は補助対象となりますか。

A11. 既存の事業の生産性向上、労働能率の増進のための事業であるため、新規事業開始や、新規事業場開設のための設備投資は補助対象となりません。

Q12. ホームページの作成、改修については、補助対象となりますか。

A12. 一般的なホームページに見られる閲覧者からの質問、問い合わせを受ける機能を付加する改修等は「広告宣伝費」に該当し補助対象とはなりません。ただし、ホームペ

ージ上で受発注及び決済の両方が可能となるもののほか、受注（顧客からの発注をホームページ上で受ける）機能のみを付加する改修等については補助対象となります。

Q13. 作業場の無駄な動きを削減し、又は解消するためのレイアウト変更や来客感知システム等の導入等を行います。どのようなものであれば補助対象となりますか。

A13. 例えば、飲食店においては、調理場の改修、調理した料理を一時的に置く棚の設置、ホール側から直接棚の料理を取って配膳できるようにするカウンターの改修、洗い場に隣接した食器の一時保管棚の設置等により、労働者の移動等の時間が削減され作業が効率化する場合、あるいは、1階を資材等の保管スペースとしており、事務員等は2階で就労している事業場における1階玄関への来客感知システム（インターフォン、カメラ、モニター等が一体となったもの）の設置等により、事務員等が就労場所から離れずに来客に対応することができるようになる場合には補助対象となり得ます。

Q14. 人材育成・教育訓練費はどのようなものが補助対象となりますか。

A14. 教育等の内容については、賃金引上げに効果的なものに限られており、そのような教育等を行うことができる団体等であれば補助対象となります。なお、例えば労働者の一般的教養を高めるためのセミナー等は対象となりません。

Q15. 人材育成・教育訓練費は講習の受講者が事業主や役員の場合でも補助の対象となりますか。

A15. 自社の人材育成に資する実施内容であれば、受講者が事業主や役員でも補助対象となり得ます。

Q16. 業務に必要なあるいは有益な資格を取得するための費用は補助対象となりますか。

A16. 事業を実施する上で必須となる資格の取得にかかる費用は補助対象外とされています（飲食店における食品衛生責任者等）。ただし、労働者が特定の業務に従事する上で必須又は有益となる資格（タクシー業における2種免許、建設業における各種重機の運転資格等）の取得費用は補助対象となります。

Q17. 外国語の研修費用は補助対象となりますか。

A17. 外国人観光客の接客等のための外国語の研修費用については、外国人観光客の増加を図り、売上げの増加等が期待できる具体的な計画が策定されているのであれば、賃金引上げに効果的なものとして補助対象となります。

Q18. リース料金、保守料金は補助対象となりますか。

A18. リース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、補助対象となる経費は、補助実施年度に支払われるものに限りです。この場合、複数年分を補助実施年度に支払った場合は、補助実施年度を含め3年分が補助対象となります。

Q19. 設備導入のための、搬入費、取付費用等は補助対象となりますか。

A19. 導入に係る費用のため、補助対象となります。

Q20. 振込手数料は補助対象となりますか。

A20. 振込手数料は補助対象外です。

5 不交付となる事由について

Q1. 本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。

A1. 本人希望による短時間勤務や所定労働日の少ない勤務への変更に伴い賃金の引下げがあった場合でも、交付対象となり得ます。

なお、こうした場合については、労働者自身の希望によるものであることを明らかにするため、所定労働時間の短縮等を申し出る旨及びその理由が簡潔に記載され、労働者の署名又は記名押印のある書面を事業実績報告書に添付して提出してください。

Q2. 定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。

A1. 賃金規程に基づく賃金の減少については、就業規則等であらかじめ定められている場合には、設問のケースの他、賃金体系上、高齢期にいわゆる賃金カーブが右肩下がりになっていることによるものについても、賃金引下げには該当しません。

ただし、不当に賃金を切り下げるなど、労働条件の不利益変更を行った場合には該当することになります。

Q3. 人事評価に基づく賃金引下げは、賃金引下げに当たりますか。

A3. 要領上、人事評価制度による賃金額の見直し等正当な理由によると長野県知事が認めた場合は、賃金の引下げには当たりません。

これについては、単に人事評価制度が設けられているか否かだけではなく、例えば、賃金の減額は、当該労働者の業績が不良である等具体的な事由に基づきなされるものとなっているか等、制度の合理性及び運用の適切性を踏まえて判断することとなります。

Q4. 基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。

A4. 基本給を減額するものであっても、手当が新設、増額される等により、賃金算定期間毎の賃金総額が減少する労働者が生じないような賃金体系の変更の場合は、賃金引下げには当たりません。

Q 5. 経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。

A 5. 設問のような状況の下では、本事業の賃金引下げに当たり、補助対象となりません。

Q 6. 「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの補助は、併せて補助を受けることができますか。

A 6. 公益財団法人等から、本事業における補助金の補助対象と同一の設備投資等の費用に対する補助等を受ける場合は、併せて補助を受けることはできません。

6 交付申請について

Q 1. 経費の見積について、事業の達成に支障のない範囲において必要最小限度の額とは、どのように求めればよいですか。

A 1. 原則として、2 者以上から同一条件により見積を徴してより低い価格となるようにしてください。

なお、契約予定金額が税抜 10 万円未満の場合はこの限りではありません。

また、相見積もりが困難な場合には 1 社からの見積によることも可能な場合がありますが、その場合には、その理由を明らかにした書面を提出してください。

Q 2. 本事業における補助金申請については、社会保険労務士が事務代理等することはできますか。

A 2. 本事業における補助金申請については、社会保険労務士が業務として提出代行、事務代理を行うことができます。

Q 3. 国の業務改善助成金を令和 7 年 10 月 2 日までに申請した事業者が、支給決定後に中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）を申請することはできますか。

A 3. 中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）は、令和 7 年 11 月以降に業務改善助成金の交付申請を行った事業者を対象としており、それ以前に業務改善助成金の交付申請をした場合は対象となりません（令和 7 年度の再開時期未定）。

一方で、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金の支給決定額の 1/10 又は 2/10 を補助）の対象となる場合がありますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/seisanseisupport.html>

Q 4. 賃上げ環境整備促進補助金人材育成追加型事業への申請は、同補助金基本型事業の申請後も可能ですか。

A 4. 可能です。基本型事業への申請が行われていれば、申請書類提出期限内のいつでも申請可能です。ただし、基本型事業の不交付要件に該当する事由が発生した場合、申請を受理できません。

Q 5. 中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）の申請と同時に賃上げ環境整備促進補助金人材育成追加型事業への申請ができますか。

A 5. 可能です。中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）の申請が行われていれば、申請書類提出期限内のいつでも申請可能です。

Q 6. 人材育成・教育訓練費を支出する場合、賃上げ環境整備促進補助金の基本型事業と人材育成追加型事業のどちらに申請したら良いでしょうか。

A 6. どちらの事業も申請可能です。ただし、賃上げ環境整備促進補助金の人材育成追加型事業は基本型事業への申請が前提であり、単独での申請ができません。基本型事業を実施したうえで、追加で人材育成事業を行う場合に人材育成追加型事業へ申請が可能です。

7 実績報告について

Q 1. 実績報告書の提出時まで、導入機器の値引きや金額の変更があった場合は、経費支出済額はどのようになりますか。

A 1. 導入機器の値引き等があった場合は、実際に支払った額を記載してください。

Q 2. 引き上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。

A 2. 実績報告時までに支払う必要があります。やむを得ない事情により提出期限に間に合わない場合はあらかじめ審査事務局までご相談ください。

Q 3. 補助対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。

A 3. 原則として振込払いとなります。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いは、実績報告時までに口座から引き落とされている必要があります。また、現金支払いの場合は、預金通帳等の写しだけでなく、総勘定元帳、現金出納帳等も提出してください。

8 その他の申請について

Q 1. 変更承認申請が不要となる「目的の達成に支障をきたさない細部の変更」とはどのようなものですか。

A 1. 例えば、①申請時と同一の型番の製品の導入に切り替えて、申請時の見積額より安価となった場合②補助対象機器の納品期日に変更となったが、事業完了予定日を超えない場合等は細部の変更となります。

9 財産処分について

Q 1. 「効用の増加価格」はどのように算定するのですか。

A 1. 「効用の増加価格」は、機械又は器具に改造等を加えたことにより、改造等の前に比べてその価値が増加したときの従前の価値との差であり、基本的には改造等に要した費用と考えられます。

本事業における補助金を利用し改造等をした機器等の財産処分が必要となる事情が生じたときは、審査事務局にご相談ください。

Q 2. 本事業における補助金により取得した物品を処分するときはどうしたらいいですか。

A 2. 処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められる場合には、その収入の全額又は一部を県に納付させることができます。該当する場合は、審査事務局までご相談ください。